

6 休暇

□ 概説

1. 「休暇」には、有給休暇と無給休暇がある。
 - ・有給休暇とは、任命権者に届け出て、又は任命権者の承認を得て、正規の勤務時間中に給与の支給を受けて勤務しない休暇である。＜年次休暇、病気休暇、特別休暇＞
 - ・無給休暇とは、任命権者（県費負担教職員については、市町村教育委員会）の承認あるいは許可を受けて、正規の勤務時間中に給与の支給を受けずに勤務しない休暇である。＜介護休暇、組合休暇＞
(給与条例第41条)
2. 年次休暇をとろうとするときは年次休暇簿を、病気休暇又は特別休暇を受けようとするときは、病気・特別休暇承認申請書を、予め任命権者（県費負担教職員については、市町村教育委員会）に提出しなければならない。やむを得ず届出又は承認を求められない場合は、その理由を付して遅滞なく届出又は承認を得なければならない。
(給与条例施規第80条)
3. 市町村立学校の職員は、年次休暇簿は校長に届け出る。また、病気休暇又は特別休暇は校長が承認する。
(市町村教育委員会の定める小中学校管理規則)

種別	休暇の種類	参照法令	
有給休暇	1. 年次休暇（要届出） 歴年に20日与えられ、その年にとらなかった日数があるときは、翌年に繰り越してとることができ、1日又は半日もしくは1時間を単位として与えられる。（年の中途において新規に採用された職員は別表1のとおり。ただし、割愛採用者については前年分も参入することができる。） 学校教育活動の正常な運営に支障を及ぼすと認める場合には校長は時季を変更することができる。	給与条例 第41条 第42条	給与条例 規則 第72条 第73条 第80条
	2. 病気休暇（要承認） 期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。	第41条 第43条	第74条 第78条 第80条
	3. 特別休暇（要承認） 日又は時間を単位として与えられる。 （この休暇に該当する場合及びその期間は、別表2に示す。）	第41条 第44条	第75条 第78条 第80条
無給休暇	4. 介護休暇（要承認） 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とし、日又は時間単位で与えられる。	第41条 第45条	第76条 第79条 第81条
	5. 組合休暇（要許可） 登録された職員団体の規約に定める執行機関、議決機関等の構成員として当該機関に従事する場合に与えられる。 歴年につき30日以内で、日又は時間単位で与えられる。	第41条 第46条	第77条 第82条